

建築物のバリアフリー化に係る制度の概要

建築物移動等円滑化基準への適合義務【法第14条第1項関連】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)により、床面積が2,000㎡以上である等一定の規模以上の特別特定建築物※を建築する際に、建築物移動等円滑化基準への適合を義務付け

※ 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物(病院、百貨店、ホテル、老人ホーム、美術館など)

※ 地方公共団体が条例において義務づけ対象となる特定建築物の追加、建築の規模の引き下げ又は当該基準への必要な事項の付加を行うことが可能

バリアフリー情報提供の努力義務【法第14条第6項関連】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)により、床面積が2,000㎡以上である等一定の規模以上とした特別特定建築物を所有・管理等する建築主等に対して、高齢者、障害者等に対する**バリアフリー情報の提供を努力義務化**。

バリアフリー環境整備促進事業による助成①

社会資本整備総合交付金により、人口5万人以上の市等における、不特定多数が利用する公共的建築物その他の高齢者・障害者等が利用する施設が整備(予定含む)される地区で、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保する必要性が高い地区において、以下の項目について助成。

■基本構想等の策定 ※区域要件無し

■移動システム等整備事業

- ・移動システム(スロープ、エレベーター等)の整備費
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペースの整備費
- ・移動案内装置の整備費

※バリアフリー環境整備計画に従って行われる事業に限る

より高度なバリアフリー化に係る支援制度

建築物移動等円滑化誘導基準等に適合するよう、より高度なバリアフリー化がなされた特定建築物について、法第17条に基づき所管行政庁の認定を受けると以下のような支援措置を受けることが可能。

表示制度【法第20条関係】

建築物を利用しようとする方々にとって、その建築物が利用しやすいか否かの情報はとても有用で便利であることから、バリアフリー法では認定を受けた特定建築物や広告などに、認定を受けている旨をシンボルマークで表示することができる。



シンボル
マーク

容積率の特例【法第19条等関係】

認定を受けた特定建築物において、高齢者や車いす利用者等の利用に配慮してトイレや廊下などの面積が増える場合に、延べ面積の1/10を限度に容積率の算定に際して延べ面積に不算入とすることができる。

また、建築基準法の許可制度によりそれ以上の面積についても不算入とすることが可能。



バリアフリー環境整備促進事業による助成②

社会資本整備総合交付金により、人口5万人以上の市等において、認定特定建築物(病院、図書館等不特定多数の者が利用する建築物等で特定行政庁の認定を受けたもの)の建築に関し、移動システム等の整備費について助成。

■認定特定建築物等整備事業

- ・屋外の移動システム整備(建築物敷地内の平面経路に限る。)
- ・屋内の一定の移動システム整備(商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの)
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等

建築物移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化誘導基準の概要 ※R7.6.1から

1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようなことが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅 (1以上)
80cm 以上 120cm 以上
- 居室などの出入口
80cm 以上 90cm 以上



2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

- 廊下幅
120cm 以上 180cm 以上



3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

- 手すりの設置
片側 両側
- スロープ幅
120cm 以上 150cm 以上
- スロープ勾配
1/12 以下 (屋外は 1/15 以下)



7 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようなことが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

- 通路の幅
120cm 以上 180cm 以上



8 駐車場

駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数
200台以下の場合：2%以上
201台以上の場合：1%+2台以上
2%以上

- 車いす使用者用駐車施設の幅
350cm 以上 350cm 以上



9 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。
(建築物移動等円滑化誘導基準)



4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

- 出入口の幅
80cm 以上 90cm 以上
- かごの奥行
135cm 以上 135cm 以上
- かごの幅 (一定の建物の場合)
140cm 以上 160cm 以上
- 乗降ロビー
150cm 角以上 180cm 角以上



5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便所を設けてください。

- 車いす使用者用便所の数
原則各階に1つ以上 各便所に1つ以上
- オストメイト対応便所の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上



6 ホテルや旅館の客室

ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。

- 車いす使用者用客室の数
1% 以上 原則 2% 以上



10 「案内表示」について

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。



11 案内設備に至る経路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。



12 劇場等の客席

劇場等の客席には、車椅子を使用する方が車いすに乗ったまま観覧できるスペースを設けてください。

- 車いす使用者用部分の数
400席以下の場合：2席以上
401席以上の場合：0.5% 以上

- 100席以下の場合：2席以上
101～200席の場合：1% 以上
201～2,000席の場合：1%+2席以上
2,001席以上の場合：0.75%+7席以上

- 車いす使用者用部分の寸法等
幅：90cm 以上
奥行：135cm 以上
床が平坦

- 幅：90cm 以上
奥行：135cm 以上
床が平坦
舞台等を容易に視認できる構造
同伴者用の客席(スペース)が隣接
201席以上の場合、当該部分を2カ所以上に分散

それぞれの説明中、青の数値等は建築物移動等円滑化基準、オレンジの数値等は建築物移動等円滑化誘導基準

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、移動システム(スロープ・エレベーター等)の整備、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③都市機能誘導区域の駅周辺
- ④バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例を策定した区域 等

交付率 直接 1/3 間接 1/3

交付内容

- 基本構想等の策定（バリアフリー法第14条第3項に基づく条例の制定・改正に必要な基礎調査等を含む。）

■移動システム等整備事業

- ・屋外の移動システム整備（スロープ、エレベーター等）
- ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等） 等

■認定特定建築物整備事業

- ・屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。）
- ・屋内の一定の移動システム整備（商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。）
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等

■既存建築物バリアフリー改修事業

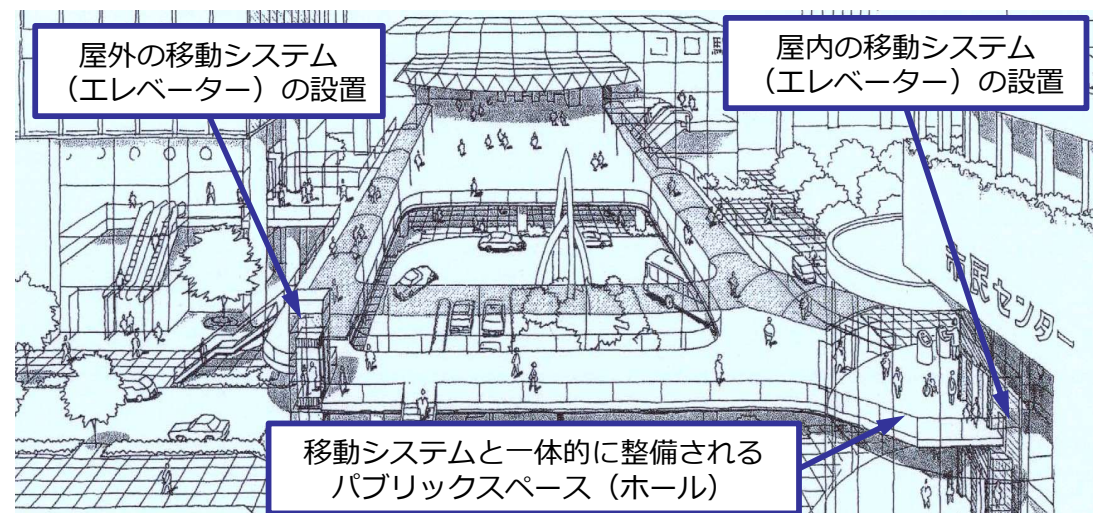
【対象建築物】

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物（小規模店舗等も対象で規模要件なし）
- ・バリアフリー条例による規制の対象となる建築物

【補助対象】

バリアフリー改修工事に要する費用

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ・段差の解消 | ・乳幼児用設備の設置 |
| ・出入口、通路の幅の確保 | ・ローカウンターの設置 |
| ・車椅子使用者トイレの設置 | ・車椅子使用者用駐車施設の設置 |
| ・オストメイト設備を有するトイレの設置 | ・駐車場から店舗までの屋根設置 など |



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



ローカウンターの設置

写真の出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月）